

I 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と学生達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が学生達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、学生達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高めるためには

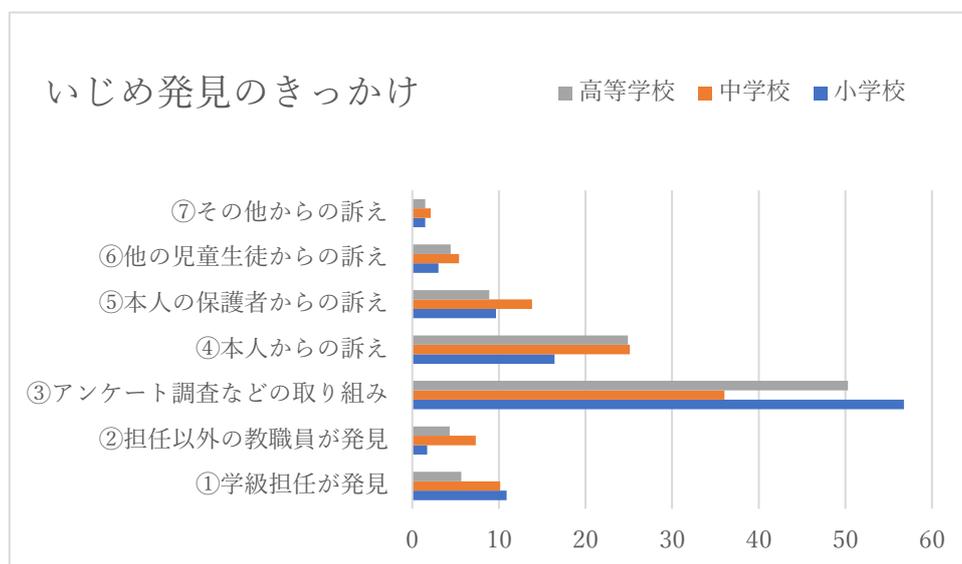
① 学生達の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、学生達の言葉をきちんと受けとめ、学生達の立場に立ち、学生達を守るという姿勢が大切である。

② 学生達を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する学生達に気づき、学生達の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、学生達の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に学生達の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める必要がある。

2 いじめ発見のきっかけ



調査結果 平成 30 年度児童学生の問題行動等学生指導上の諸問題に関する調査より

調査結果から見えるポイント

- アンケート調査については、いじめ発見のきっかけとなることが多いことから、調査の際には、記入しや

すい環境を整えた上で、児童生徒の状況に応じて、記名式や無記名式を選択もしくは併用して実施するなど、工夫することが大切である。収集した情報は記録し、教職員間で共有する。

- 中学校・高校では部活動顧問等、担任以外の教職員の発見も多く、教職員の情報共有の在り方が大切になる。また、本人からの訴えが最も多いため、訴えがあったときの対応が重要になる。
- 「保護者からの訴え」や、「本人からの訴え」などについては、状況によりいじめが相当深刻に進行している場合が考えられるので、組織的に調査した上で迅速に対応する必要がある。

3 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている学生を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

《 分 類 》 《 抵触する可能性のある刑罰法規 》

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……………▷脅迫、名誉毀損、侮辱
- イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……………▷暴行
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……………▷暴行、傷害
- オ 金品をたかられる ……………▷恐喝
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……………▷窃盗、器物破損
- キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする …▷強要、強制わいせつ
- ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……………▷名誉毀損、侮辱
※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調べ、学生の感じる被害性に着目し判断する必要がある。

4 いじめが見えにくいのは

- いじめは大人の見えないところで行われている
いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。
 - ①無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
 - ②遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》
- いじめられている本人からの訴えは少ない
いじめられている学生には、①親に心配をかけたくない、②いじめられる自分はダメな人間だ、③訴えても大人は信用できない、④訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働くものである。
- ネット上のいじめは最も見えにくい
ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

5 早期発見のための手だて

【日々の観察】 ～学生がいるところには、教職員がいる～

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、学生達の様子に目を配る。「学生達がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、学生達と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

【観察の視点】 ～集団を見る視点が必要～

成長の発達段階からみると、学生達は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係どうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

【連絡帳・生活ノート】 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～

必要に応じて気になる学生には日記を書かせたりすることで、担任と学生・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

【教育相談（学校カウンセリング）】 ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声かけ等、学生達が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要である。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、学生を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要である。考査前の時期や進路選択の時期等を利用し、教育相談週間または月間として位置づけることが望まれる。

【いじめ実態調査アンケート】 ～アンケートは、実施時の配慮が重要である～

実態に応じて随時実施することにする。基本的には年間2回以上（特別活動の時間などを利用して）のアンケートを実施。いじめられている学生にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識も必要である。

☆学校におけるいじめアンケートの保存期間について

- ①全員分の回答用紙・・・卒業時まで保存
- ②回答をとりまとめた文書・・・5年保存

6 相談しやすい環境づくりをすすめるためには

学生達が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

① 本人からの訴えには

○心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や面談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に

心身の安全を保証する。

○事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周りの学生からの訴えには

○いじめを訴えたことにより、その学生へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の学生たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

○「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

○保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

○問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、学生の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

○学生の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

II 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている学生の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ

Step 1. いじめ情報のキャッチ

○「いじめ対策防止委員会」を招集する。

○いじめられた学生を徹底して守る。

○見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後、寮での時間等)

○高専機構に連絡(24時間以内)。

Step 2. 正確な実態把握

○当事者双方、周りの学生から聴き取り、記録する。

○個々に聴き取りを行う。

○関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。

○ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

Step 3. 指導体制、方針決定

○指導のねらいを明確にする。

- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 関係機関との連携を図る。

Step 4. 学生への指導・支援

- いじめられた学生を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた学生に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識もたせる。
- 周囲の学生やクラス、学年、寮へ自分たちの問題でもあることを意識させる。

Step 5. 保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

Step 6. その後の対応

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- 解消の判断。

2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、に連絡し、管理職に報告する。

① いじめられた学生・いじめを知らせた学生を守り通す

- いじめられていると相談に来た学生や、いじめの情報を伝えに来た学生から話を聴く場合は、他の学生たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている学生といじめている学生を別の場所で行うことが必要である。
- 状況に応じて、いじめられている学生、いじめ情報を伝えた学生を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

② 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている学生から聴き取るとともに、周囲の学生や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学科長・担任・主事)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

把握すべき情報例

- ◇誰が誰をいじめているのか? …………… 【加害者と被害者の確認】
- ◇いつ、どこで起こったのか? …………… 【時間と場所の確認】
- ◇どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか? …………… 【内容】
- ◇いじめのきっかけは何か? …………… 【背景と要因】
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか? …………… 【期間】

※要注意 学生の個人情報、その取扱いに十分注意すること

3 いじめが起きた場合の対応

① いじめられた学生に対して

<学生に対して>

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

<保護者に対して>

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で学生の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

【いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉】

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。
- ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにはいじめはありません。
- ・どこかに相談にいかれてはどうですか。

② いじめた学生に対して

<学生に対して>

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、学生の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

<保護者に対して>

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた学生や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 学生の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

平素の連携がないため、保護者から発せられた言葉

- ・いじめられる理由があるのだろう。
- ・学校がきちんと指導していれば…。
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

③ 周りの学生たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④ 継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた学生の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- いじめられた学生、いじめた学生双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学校づくりへの取組を強化する。

4 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例である。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組むことが重要である。

《対応が遅れる要因例》 = 考え方の転換 ⇒ 《早期対応が図れる体制》

「私のクラスにはいじめは起こらないだろう」(錯覚)

⇒ 「いじめはどこでも起こる。気づいていないのかも」(本質の認識)

「今のからかいは、単なる悪ふざけだろう」(軽視)

⇒ 「注意深く、クラスの様子を見ていこう」(積極的な姿勢)

「うちのクラスでいじめ？自分で何とかしなければ」(抱え込み)

⇒ 「いじめ防止対策委員の〇〇先生に相談しよう」(報告・連絡・相談)

5 いじめの解消・特に配慮を要する対応について

●いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること

被害学生に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、

機構又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。

②被害学生が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害学生がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害額市江本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害学生を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

※「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが大切である。

例えば、同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続することも考えられる。

●特に配慮が必要な学生について

○特に配慮が必要な学生については以下の点に留意して対応する。

- ・発達障害を含む、障害のある学生がかかわるいじめについては、教職員が個々の学生の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該学生のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・留学生や海外から帰国した学生、および外国人の国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる学生は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、学生、保護者等の外国人学生等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る学生に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

※上記の学生を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該学生の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の学生に対する必要な指導を特別教育支援部会と連携を取りながら組織的に行なう。

Ⅲネット上のいじめの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。

未然防止には、本校の校則にある利用規則の意図、また学生達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害

や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の子どもの悪口やひぼう・中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、動画共有サイトに投稿したりするなどの方法により、いじめを行うもの。

●トラブルの事例

SNS等（無料通話アプリ等）でのいじめ

動画共有サイト等でのいじめ

学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ

■匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易にひぼう・中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんながひぼう・中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

■無料通話アプリを利用するグループ内でも、ある日突然、既読無視、グループ外し、未読等のいじめが起こることもある

SNSから生じたいじめ

Aさんが友達数人に限定したサイト（SNS）だからと安心して、Bさんの悪口を書き込みました。それをCさんがコピーして他の掲示板に書き込み、Bさんの知るところとなりました。その後、同掲示板にAさんへのひぼう・中傷が大量に書き込まれました。

■掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、ひぼう・中傷の対象として悪用されやすい。

■スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある

動画共有サイトでのいじめ

Aさんは、クラスの数人からプロレス技をかけられていました。その様子はスマートフォン・携帯電話でも撮影されていました。そして過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されました

■一度流出した個人情報は、削除することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

●保護者会等で伝えたいこと

〈未然防止の観点から〉

○学生たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において学生たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること

○インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと

- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に学生たちに深刻な影響を与えることを認識すること
〈早期発見の観点から〉
- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた学生が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

●情報モラルに関する指導の際、学生たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や学生たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- 違法情報や有害情報が含まれていること。
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
【学生たちの心理】 匿名で書き込みができるなら… 自分だと分からなければ… 誰にも気づかれず、見られていないから… あの子がやっているなら… 動画共有サイトで目立ちたい…

3 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を学生、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

■書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

※学校非公式サイトでの削除も同様

〈指導のポイント〉

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

書き込み等の削除の手順

ネット上のいじめの発見 学生・保護者等からの相談

① 書き込みの確認

- ・掲示板のアドレスを記録
- ・書き込みをプリントアウト
- ・携帯電話の場合はデジタルカメラで撮影など

② 掲示板の管理人に削除依頼

③ 2により削除されない場合や管理人の連絡先が不明な場合

・掲示板のプロバイダに削除依頼

④ 2・3でも削除されない場合

- ・削除依頼メールの再確認
- ・警察へ相談
- ・法務局、地方法務局に相談

⑤ 削除確認 学生・保護者等への説明

※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要である。

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要がある。

IV 組織的対応について

1. いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。そのためには、未然防止、早期発見・早期対応はもちろんのこと、実効的な校内組織を充実させるとともに家庭や地域、関係機関等との連携を密にしながら、社会総がかりで取組を推進していくことが大切である。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、その中核となる「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを起点として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているか等について、学校評価等において目標を定め定期的に点検・評価し、さらに必要に応じて改善を行い、学生の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

①いじめ対策委員会の設置について（「佐世保工業高等専門学校いじめ防止対策委員会規程」参照）

- いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応するため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- 校長、副校長、三主事を中心に、学生相談室長、看護師、担任、科目担当者、部活動指導に関わる教職員、心理や福祉等に関する専門家などをメンバーに加える。

②年間を見通したいじめ指導計画の整備について（「佐世保工業高等専門学校いじめ防止プログラム」参照）

- いじめの未然防止や早期発見・早期対応のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが重要である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、学生への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ防止対策を推進することが大切である。また、学校評価等において取組の目標を定め、定期的に点検・評価し、さらに必要に応じて改善を行う必要がある。

2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（図「いじめ解消と再発防止のためのフォロー図」参照）

いじめの情報を得た場合は、特定の教職員だけで抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱え込み、配慮に欠ける対応をしたため、学生をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうこともある。そうならないよう、校長がいじめ対応委員会による緊急対策会議を開催し、学校として認知するとともに、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが重要である。

3. 重大事態への対応

① 重大事案とは

いじめ防止対策推進法第28条第1項より

- ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。

② 重大事態の取扱いについて

○ 重大事態の取扱いについて、以下の事項を徹底

- ・ 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
- ・ 被害学生や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

○ 重大事態の範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われたものの事例

- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。 ・ リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・ 暴行を受け、骨折した。 ・ 投げ飛ばされ脳震盪となった。 ・ 殴られて歯が折れた。
- ・ カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。 ※
- ・ 心的外傷後ストレス障害と診断された。 ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。 ※
- ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。 ※
- ・ 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。 ・ スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ・ 欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。 など

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えたものです。また、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意します。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)より

③ 重大事態への対応(図「重大事態への対応フロー図」参照)

○ 報告

重大事態が発生した際には、速やかに高専機構本部に報告する。

○判断

高専機構本部が、重大事態の判断をする。調査の主体は学校であるが、事案の内容を考慮し、必要があると認められる場合は第三者からなる調査委員会において調査する。

○調査

次の点を考慮し、被害学生・保護者に対して自発的・主体的に、詳細な調査の実施を提案すること。

- ・学校として自らの対応に不都合があったとしても、全てを明らかにして自らの対応を真摯に見つめ直し、被害学生・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行うこと。
- ・重大事態の調査は、いじめを受けた学生の尊厳の保持及び回復（その保護者に対して適切な説明を行うべき責任を果たすことを含む。）を図るとともに、当該重大事態に関する機構又は学校によるいじめ防止等に関する措置の実施の状況を分析して当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことが目的であることを認識すること。
- ・詳細は調査を行わなければ、事案の全容はわからないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」「学校に責任はない」という判断をしないこと。状況を把握できていない中で断片的な情報を発信すると、それが一人歩きしてしまうことに注意すること。また、いじめは加害学生等の述べる理由の如何に関わらず絶対に許されないものであるであり、個々の教職員の判断で「いじめではない」としたり、「いじめられる原因がある」などと被害学生やその家庭に問題があったと発言するなど、被害学生・保護者の心情を害することは厳に慎むこと。
- ・特に、自殺案件の場合、学校外のことで学生が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまで学校が気づき、救うことができた可能性がある。従って、いじめが背景にあると思われるか否かにかかわらず、学校として適切に事実関係を調査し、再発防止策を講じる責任を有しているということを認識すること。
- ・被害学生や保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校が可能な限り自らの対応を振り返り、検証をすることは必要となる。それが、再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性がある。このため、決して被害学生・保護者が望まないことを理由として必要な調査や自らの対応を検証することを怠ってはならない。

いじめ等相談窓口

- ① 長崎いのちの電話 095-842-4343 (毎日 9:00~22:00)
- ② 長崎精神科救急情報センター 0957-53-3982 (毎日 24時間)
- ③ こころの電話 095-847-7887 (月~金 9:00~16:30)
- ④ 長崎県子ども・若者総合相談センター 095-824-6325
(月~水、金・土 10:00~18:00)
- ⑤ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (毎日 24時間)
(文部科学省のいじめ相談窓口)
- ⑥ ヤングテレホン 0120-786714 (平日 9:00~17:45)

(長崎県警の青少年相談窓口)

- ⑦ 長崎県サイバー犯罪対策室 095-820-0110
- ⑧ 子ども・家庭110番 095-844-1117 (毎日 9:00~20:00)
- ⑨ テレホン児童相談室 0956-23-1117 (月~金 9:00~17:00)
- ⑩ 子どもの人権110番 0120-007-110 (月~金 8:30~17:15)
- ⑪ KOSEN 健康相談室 0800-000-2228 (毎日 24 時間)
- ⑫ インターネット人権相談受付窓口 (法務省) <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html> (毎日 24 時間)
- ⑬ インターネットよりそいチャット〈友だち登録〉
【LNE ID】 @yorisoi-chat 【LINE アドレス】 <https://t.co/2KUr5yFKcE> (日 17:00~22:30)
- ⑭ チャイルドライン: <https://childline.or.jp/chat/index.html> 時間は www.childline.or.jp/ で要確認
(チャイルドライン支援センター)